平成２９年（フ）第１０２５号
千葉市花見川区宮野木台４丁目10番13号
債務者　雁部せつ子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５６号
千葉市若葉区桜木北１丁目13番１号　丸興
債務者　馬場　憲孝
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１６号
新潟市東区東中野山２丁目４番６号　コーポみかみＢ号、前住所新潟市東区山木戸８丁目３番12号10
債務者　中川　智子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３６号
新潟県五泉市新田町53番地２
債務者　保科　　勝
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３７号
新潟市中央区高志１丁目１番12号　コーポ湖桜201号
債務者　本間　庄藏
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３８号
新潟市中央区高志１丁目１番12号　コーポ湖桜201号
債務者　本間　吉子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４３号
新潟市西区青山新町１番地28
債務者　岩原美智子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５号
山梨県南アルプス市十日市場1713番地16　市営住宅十日市場団地７号
債務者　河西　由美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
山梨県甲府市富竹２丁目５番13号　シュロスローレライ102号室
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1355番地　サンビレッジみない２番館101
債務者　深澤　千恵
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1355番地　サンビレッジみない２番館101
債務者　深澤　雅基
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
長野県大町市社3421番地
債務者　**柳**澤　英俊
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６０号
長野県飯田市駄科895番地３
債務者　市川　清美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第６１号
長野県飯田市上郷黒田1478番地６
債務者　川島　由枝
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２８６号
岐阜県関市北天神３丁目２番２―302号
債務者　池村　正子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４３２号
名古屋市熱田区神宮３―９―12　エトワール神宮206、住民票上の住所名古屋市熱田区白鳥２丁目６番18号　レールシティ白鳥204号
債務者　田中　春枝
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部